概要版

第3期

のびのび塩竈っ子プラン

~塩竈市次世代育成支援行動計画/塩竈市子ども・子育て支援事業計画~

計画期間 令和7年度~令和11年度



第3期のびのび塩竈っ子プランとは?

1 計画策定の背景と趣旨

塩竈市では、令和元年度に「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策のほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期のびのび塩竈っ子プラン~塩竈市子ども・子育て支援事業計画/塩竈市次世代育成支援行動計画~』を策定し、子ども・子育て支援等の充実を図ってきました。

しかしながら、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させております。国では、若年人口が急激に減少する 2030 年代までが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、最後のチャンスであるという認識のもと、令和5年 12 月に「こども未来戦略」が策定されました。この「こども未来戦略」に盛り込まれた、今後3年間集中的に取り組む具体的施策である「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

こうしたことを受け、本市では、子ども・子育で施策のさらなる充実や少子化対策を図るため、『第3期のびのび塩竈っ子プラン~塩竈市次世代育成支援行動計画/塩竈市子ども・子育て支援事業計画~』を策定しました。

2 計画の位置づけ・他計画との関係・計画期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条及び「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた行動計画策定指針や基本指針に即して策定するものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画である『塩竈市長期総合計画』のもと、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『市町村行動計画』と「子ども・子育て支援法」に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』を併せた計画です。

塩竈市 塩竈市長期総合計画 玉 ◇次世代育成支援対策推進法 ◇子ども・子育て支援法 第3期 ◇塩竈市公共施設再配置計画 のびのび塩竈っ子 ◇塩竈市地域防災計画 プラン ◇塩竈市教育振興基本計画 ~塩竈市次世代 ◇塩竈市地域福祉計画 育成支援行動計画/ ◇塩竈市障がい者プラン 塩竈市子ども・ ◇健康しおがま21プラン 子育て支援事業 ◇みやぎこども幸福計画 ◇塩竈市生涯学習プラン 計画~ ◇塩竈市食育推進計画 ◇その他各個別計画 計画期間 令和7年度~令和11年度までの5年間 各種事業

■他計画との連携

3 子ども・子育て支援の現状と課題





調査結果等からみた現状

年少人口の減少

平成 31 年

令和6年

5,628人

5.181 人

資料:住民基本台帳(各年3月31日)

共働き家庭の増加

就労している母親

就労している父親

69.7% **76.3**% 87.1% **96.8**%

資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

教育・保育事業の利用割合の増加

平成 30 年度

令和5年度

67.0%

86.8%

資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

放課後児童クラブの 登録児童数の増加

令和元年度

令和6年度

395人

620 A

資料:主要な施策の成果(各年4月1日)

事業の空きがないことを理由に 教育・保育事業を利用できていない方の状況

利用したいが、保育・教育 の事業に空きがないため

平成 30 年度

令和5年度

15.9%

12.2%

資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



調査結果等から見えた課題

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果をもとに分析等を行い、市における課題を以下 のとおり整理しました。

すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な支援の充実 課題 1

待機児童の解消や多様な保育ニーズへの的確な対応 課題 2

課題3 放課後の居場所づくりに向けた放課後児童クラブの拡充

子育てと仕事を両立しやすい環境づくり 課題 4

課題 5 地域全体で子育てを支援する環境づくり



4 計画の基本理念と基本目標

基本理念



生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、 子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま

基本目標

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

すべての子どもたちは、本来「育つ力」を持っており、社会の中で一人ひとりが自主性や主体性を発揮することによって、個性という光を放ちながら、未来を明るく照らします。

子どもが自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、そして社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう"子どもがのびのびと健やかに育つことができるまちづくり"を進めていきます。

2 親が安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、未来へとつながっていく、 かけがえのない営みです。

すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう"親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり"を進めていきます。

3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

子どもを産み育てることは、家庭はもとより社会全体であたたかく見守られるべき大切な営みです。 子どもたちは、親はもちろん周囲のたくさんの大人たちによって、大切にされ信頼されることで、社会 の中で夢や希望を抱きながら、明るく輝きます。

地域や学校、事業所・企業、行政など社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、家庭や社会の中で、子どもや子育てを支えていくことができるよう、"地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくり"を進めていきます。

5 施策の体系図

基本理念

生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、 子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま

基本 1目標

子どもがのびのびと

主要な施策 1

子どもが健全に育つ環境づくり

- (1)身近な遊び場の提供
- (2)青少年の健全育成の推進
- (3)次代を担う世代の育成と充実

主要な施策 2

多様な教育・学習の推進

- (1)幼児教育の充実
- (2)学校教育の充実
- (3)社会教育の充実
- (4)スポーツの推進



主要な施策3

特別な支援が必要な子どもに 対する対応 (1)特別な支援が必要な子どもへの支援

基本2

親が安心して子どもを

主要な施策1

「妊娠」から「子育て」までの 切れ目ない支援の充実

- (1)子育て家庭への一体的な相談支援の充実
- (2)子育てに関する情報提供の充実
- (3)子育てをしている親同士の交流機会の充実

主要な施策 2

働きながら安心して子育て できる環境づくり

- (1)待機児童の解消や多様な保育ニーズへの的確な対応
- (2)放課後児童クラブの充実
- (3)子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

主要な施策3

子どもと子育て家庭への支援 の充実

- (1)家庭教育の充実
- (2)食育の充実
- (3)小児医療の充実
- (4)経済的支援制度の普及
- (5)ひとり親家庭への支援



基本 3

地域社会が子どもの育ちと

主要な施策1

自然豊かで安全な子育てに 配慮した生活環境の整備

- (1)子育てに配慮した生活の場の提供
- (2)豊かな自然とふれあう機会の提供
- (3)交通安全と防犯・防災の充実
- (4)浦戸のよさを活かした子どもの健全育成

主要な施策 2

学校・家庭・地域が連携した 子ども・家庭を支援する地域 社会づくり

- (1)子育てを支える地域体制づくりの推進
- (2)地域全体で子育てを支援する環境づくり

6 子ども・子育て支援事業の展開

教育・保育事業及び地域型保育事業

● 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関(学校)で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できます。 (3歳になる学年からの受け入れや預かり保育を行っている園もあります。)

● 認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設です。 3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満 児は保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できます。

● 認可保育所

保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

● 地域型保育事業

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型 保育事業の4類型があり、地域における多様な保育ニーズにきめ細か く対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する 事業です。



地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・ 保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関 係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気、出産、育児疲れ等により一時的に家庭での養育が困難となった場合に、子どもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(5)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(6)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(7)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(8)一時預かり事業・預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(9)病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型・体調不良対応型・非施設型(訪問型)・送迎対応等の事業類型があります。

(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の 保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受 けることを希望する方と当該援助を行うことを希 望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を 行う事業です。

(11)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、② 検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠 期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施 する事業です。

(12)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。



(13)妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談、その他の支援を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。



(14)乳児等通園支援事業

(こども誰でも通園制度)

保育所等の施設において、乳児や幼児等、満 3歳未満の子ども(保育所に入所している子ど もを除く。)に適切な遊びや生活の場を与えると ともに、乳児や幼児、その保護者の心身の状況 や養育環境を把握するため、保護者との面談や 保護者に対する子育てについての情報提供、助 言、その他の援助を行う事業です。

(15)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児の サポート等を行い、産後も安心して子育てがで きる支援体制の確保を行う事業です。



第3期のびのび塩竈っ子プラン

〜塩竈市次世代育成支援行動計画/塩竈市子ども・子育て支援事業計画〜 発行元 塩竈市役所 福祉子ども未来部 子ども未来課

> 住 所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号 TEL 022-355-7610 FAX 022-366-7167

URL https://www.city.shiogama.miyagi.ip/